

都市計画における「持続可能性」の検証

—東京センター・コア再生の事例—

守田 周平 ・ 若松 孝司

A Study on 「Sustainability」 in the Urban Planning -Focusing Tokyo Center Core-

MORITA Shuhei , WAKAMATSU Takashi

Abstract

I defined "sustainable city" as follows from the previous research "Current status and issues of sustainable city theory" and the case of French city planning.

①A sustainable city is a city that incorporates economic aspects based on the two aspects of society and the environment, understands the urban environment as a complex of various elements surrounding human beings, and continues to make efforts to improve the urban environment.②To provide people with universal access to green spaces and public spaces that are safe, inclusive and accessible.③In developing a city, the City Planning Act unifies the direction of urban development, suppresses the disorderly development of the city, and guides the sustainable development of the city.④In the process, consider the quality of air, water, land, underground, ecosystem, green space, natural landscape, and cityscape.

I will use the city planning of Chiyoda Ward as an example to verify whether Tokyo is a sustainable city.

1. 持続可能な都市

持続可能な開発 (Sustainable Development) は、ローマクラブによる『成長の限界』から警鐘を受けて『我ら共通の未来』のために考案された人類社会の生存と発展の理念であり、ブルントラント委員会の報告書によって「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすこと」と定義された。1970年代、80年代において、世界は南北格差が拡大し、途上国と先進国との間に緊張が高まった。

持続可能な開発は、持続を重視したい先進国の主張と、発展を優先したい途上国の主張を妥協の産物であり、双方が受け入れられる概念として生まれ、対立構図として描かれがちな「環境」と「開発」は相反するものではなく、開発は環境や資源を基盤とする不可分の関係にあり、持続的な発展のためには環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すものである。この

概念は、環境保全の基本的理念として、世界的に認識され、現在では、開発経済や教育、農業、都市計画などのさまざまな分野において「持続可能性」というワードが定着している。

1.1 持続可能な開発

国際開発援助の低下を背景に、経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD/DAC) により、「国際開発目標 (IDGs : International Development Goals) が設定された。IDGs は「21 世紀に向けて一開発協力を通じた貢献 (1996 年)」に盛り込まれた期限付きの国際目標であり、貧困撲滅を中心とする経済開発・社会的発展・環境保全の 3 つの目標が組み込まれていた。これはミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) の世界的な合意が形成される土台となっているのだが、IDGs は国際開発援助として効果的な目標ではなかったという批判が存在する。

これらの経緯から、1998 年 12 月に国連事務総長 (コフィ・アナン) のもとで開催された国連総会において、貧困撲滅を中心とする国際開発が重要課題として掲げられ、ミレニアム・サミットの開催が国連決議によって決定された。2000 年 4 月には事務総長報告「われら人民 : 21 世紀の国連の役割」が発表され、国際開発に関する多数の目標とプログラム、構想が示された。同年 9 月のミレニアム・サミットでは、2015 年までに世界の最貧国の人々がよりよい生活を営むことができるよう支援することが合意された。このサミットにおいて、189 か国により「国連ミレニアム宣言」が採択され、翌 2001 年に開発途上国のための貧困撲滅を目的としたグローバル目標として、貧困撲滅のほかにジェンダー平等、環境保全などを含む 8 つの目標からなる MDGs が策定された。

1.2 ポスト 2015 開発アジェンダへ向けて

2012 年 6 月 20 日から 22 日までの 3 日間、ブラジルのリオで開催された環境と持続可能な開発に関する会議である。MDGs の後継となる環境保全と貧困撲滅などに関する新目標を 2015 年までに策定することを目指し、国連に加盟する 188 か国が参加した。リオ+20 成果文書で SDGs が「統合されるべき」とされたポスト 2015 開発アジェンダは、2015 年に達成期限を迎える MDGs の後継として議論された。2001 年に策定された MDGs は、2015 年までに達成すべき 8 つの目標である①極度の貧困と飢餓の撲滅、②普遍的初等教育の達成、③ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康の改善、⑥HIV/エイズ・マラリア・その他の疾病の蔓延防止、⑦環境の持続可能性の確保、⑧開発のためのグローバル・パートナーシップの推進と、その下に 21 のターゲットと 60 の指標を定めた世界共通の開発目標である。

MDGs はこれまでに、極度の貧困半減、安全な飲料水へのアクセスなどは達成するなど一定の成果を上げてきたとする一方、教育・母子保健・衛生などは達成困難とされ、サブサハラアフリカ・南アジアなどが未達成であり、課題は大きいとされていた。

ポスト 2015 開発アジェンダに関する議論は、2010 年 9 月の MDGs 国連首脳会合の成果文書

において、事務総長に対し2015年以降の国連開発アジェンダを進展させる更なる取組を提言したことから始まる。国連では、2012年1月に国連開発計画（UNDP）および国連経済社会局（UNDESA）主導の国連タスクチーム（60の国連機関・国際組織が参加）が発足し、同年6月に報告書「Realizing the Future We Want for All 7」を発表。2012年7月には、ポスト2015開発アジェンダに関する諮問グループとして、ハイレベルパネルが国連事務総長により設置、2013年5月末に報告書「A New Global Partnership: Eradicate Poverty and Transform Economies through Sustainable Development 9」がまとめられた。

こうした経緯を経て、MDGs側からの議論の一つの到達点として、2013年7月にMDGsの進展強化とポスト2015開発アジェンダ促進のための事務総長報告「A life of dignity for all」が発表された。本報告書は、当初はポスト2015開発アジェンダに関する国際交渉の基礎となることが期待されていたが、上述のとおりリオ+20での決定を受けSDGsのプロセスが追加されたため、位置づけが弱まったことが指摘できる。2013年9月には、第68回国連総会において、SDGsとの関連やポスト2015開発アジェンダの策定スケジュールを含む文書が採択された。具体的には、普遍的ですべての国に適用可能な一つの枠組みと一連の目標を策定すること、第69回国連総会にて政府間交渉プロセスを開始すること、SDGsオープンワーキンググループ（OWG）・資金の専門家委員会・技術ファシリテーションメカニズムの選択肢特定のプロセスは2014年9月までに作業を終了すべきこと、事務総長は2014年末までにすべてのインプットを統合した報告書を作成すること、政府間作業の最終段階としてポスト2015年開発アジェンダ採択のため2015年9月に首脳レベルのサミットを開催すること等が定められた。

1.3 SDGs オープンワーキンググループ（OWG）

SDGsの検討を進めるためのOWGは、2013年1月22日に採択された国連決議により正式に設置された。OWGは、大きくは2段階に分けて実施された。第1段階（第1～8回までの会合）では、専門家・加盟国および他のステークホルダーからの意見を集めるストックテーキングに焦点が置かれ、第2段階（第9～13回の会合）では、SDGsの提案を含む報告書の作成を行った。OWG第1回会合では、共同議長を選出、国連事務総長インプットの紹介、加盟国・EUやG77+中国などの政治グループ・国際機関などによる議論などが行われた。国連事務総長インプットは、2012年9月28日に加盟各国に対し要請されたアンケート調査の結果概要を示すもので、質問項目には、SDGsが取り組むべき5～10の優先分野などが含まれている。第2回～第8回の会合では、各分野について、基調講演、国連の技術サポートチームより課題の紹介、各国のステートメント・意見交換などが行われた。OWGの開催期間とテーマは以下のとおり（図表1-1）である。

OWGによるSDGs提案に関し、当初はSDGsの目標選定を方向づけ、動機づけるビジョンと

記述パートの後に目標を提示することで広く合意があったが、後の段階では、OWG の提案は目標と関連するターゲットに焦点を置くべきとの認識が広まった。SDGs では経済・社会・環境の3つの側面を取り入れ、目標とそれに関連するターゲット・指標は、持続可能な開発と我々が望む未来への道筋を示すべきであるとされた。

OWG	期間	テーマ
1	2013.3.14-15	アジェンダ策定、総論
2	2013.4.17-19	SDGsの概念、貧困撲滅
3	2013.5.22-24	食料安全保障と栄養、持続可能な農業
		砂漠化・土地劣化、水と衛生
4	2013.6.17-19	雇用、社会的保護、教育と文化、人口
5	2013.11.25-27	持続的・包括的な経済成長、マクロ経済政策
		インフラ整備、エネルギー問題
6	2013.12.9-13	実行手段
		持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ
		特別な状況下の国のニーズ
		LDCs/LLDCs/SIDS/アフリカなど
7	2014.1.6-10	持続可能な都市 ・居住、持続可能な消費と生産
		気候変動、防災
8	2014.2.3-7	海洋、森林・生物多様性、公平性（ジェンダーを含む）
		紛争予防・平和構築、法とガバナンス
9	2014.3.3-5	フォーカス分野文書のレビュー、修正点の示唆
10	2014.3.31-4.4	フォーカス分野文書の各クラスターに関する議論
11	2014.5.5-9	フォーカス分野文書修正版に基づく協議
12	2014.6.16-20	SDGsおよびターゲットに関する協議
		SDGs・ターゲット案の作成
13	2014.7.14-18	SDGsおよびターゲットに関する協議
		SDGs・ターゲットに関する報告書の合意・採択

図表 1-1 SDGs に関する OWG の開催時期とテーマ

目標については、伝達が容易で、向上心があり、少ない数である必要性が強調された。ターゲットについては、数値化すること、発展の度合いを考慮して国により差異が設ける必要があることが述べられた。また、SDGs の進捗の測定を確実にするため、各国が進捗指標を支えるためのデータ収集と統計能力を確保することが重要であるとされた。

SDGs は、MDGs での未達成部分の推進・完結が大前提となるが、より包括的でバランスが取れ、野心的・変革的であり、今後の課題に取り組むものであるとされた。人権、それに基づく手

法、ガバナンス、法の支配、意思決定へのより幅広い参加といった、持続可能な開発のための実現・推進要素、戦略、手段については、目標として数値化することが難しいかもしれないという。また、OWGの多くの参加者はSDGsに関する提案の中に、資金、技術、能力開発といった実施手段の規定を含む必要性を強調した。

2012年のリオ+20から約1年間にわたるOWGを経て、2015年9月の国連総会においてOWGの最終提案とほぼ同じの17の目標と169のターゲットで構成されたSDGsは合意文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる形で採択された。

1.4 SDGsと都市

SDGsの17の目標の中で最も都市に関連している目標が「Goal11 住み続けられるまちづくりを」である。この目標は「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」とし、コミュニティの絆と個人の安全を強化しつつ、イノベーションや雇用を刺激する形で、都市その他の人間居住地の再生と計画を図ることを目指したものである。

このGoal11はOWG7の「持続可能な都市」について議論がなされた目標である。この「持続可能な都市」についての主要国と機関の主張は以下の通りである。

- ・ 持続可能な都市開発はポスト2015開発アジェンダの重要な項目である。
(EU・ブラジル・中国・インドネシア・カザフスタン・CARICOMⁱⁱ・SDSNⁱⁱⁱ)
- ・ 持続可能な交通は、健康・教育・安全・グリーン成長を促し、温室効果ガスの排出を抑制できる。
(EU・韓国)
- ・ OWGの議論は、世界の都市に住み、就労する人口の大多数の人々にとって妥当なものでなければならない。(アメリカ)
- ・ 都市開発の中心にステークホルダーの参画を置かなければならない。また、都市の住民は、問題解決や革新に必要な役割を置かなければならない。
(アメリカ・カナダ・イスラエル・CARICOM)
- ・ 都市と地方の分離が固定化してしまわないように留意しなければならない。
(アメリカ・中国・インドネシア・カザフスタン)
- ・ 都市・街の規模にあった産業開発・低炭素都市の開発・グリーンビルディングの推進が重要である。(中国・インドネシア・カザフスタン)
- ・ 貧困削減や自然資源管理、農村部との相互依存など多様な側面を持つ都市開発には全体的なアプローチが重要である。(EU・ノルウェー・デンマーク・アイルランド・日本・インド・スリランカ・パキスタン・SDSN)

図表 1-2 OWG7「持続可能な都市」についての主要国・機関のポジションの整理

以上の議論をもとに構成された Goal11 には9つのターゲットが存在するが、本論文では 11.2、11.6、11.7、11.a、11.b を「持続可能な都市」の定義付けに使用する。

11.2

公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供。

11.6

都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減。

11.7

人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供。

11.a

各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

11. b

包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さを目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030ⁱⁱⁱに沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

図表 1-3 SDGsGoal11 (本稿で使用するターゲット)

1.5 先行研究 「持続可能な都市論の現状と課題 (清水・植田)」

清水と植田の論文「持続可能な都市論の現状と課題」では、「持続可能な都市論」は「持続可能な発展論」と「都市論」に別けられるため、領域が膨大で、環境経済・政治学に収まらないとしたうえで、各国の取り組みの事例などから持続可能な都市の定義付けをしている。

1. 国際レベルの取り組み

- ・ローカルアジェンダ 21 の導入 (113 か国 6400 以上の自治体)

地域の持続可能な開発の優先課題に対応する長期的・戦略的行動計画の準備と実施を通じてアジェンダ 21 の目標を地域レベルで達成するための市民型プロセス

2. 国内レベルの取り組み

持続可能な発展を提唱する国連などの国際機関の一方で、各国政府・自治体が都市政策、地域政策に持続可能性という目標を取り込んだ形で展開された取り組みがある。

イギリスでは、1997年にローカルアジェンダ 21 を自治体政策に正式に位置付け、自治体、公的機関、地域の民間企業、住民団体などが参加する協議会による多者協議型パートナーシップが義務づけられた。

アメリカでは、1970年代からオレゴン州、バーモント州などで都市の成長を管理する州法が制定され、また1990年代にはオレゴン州、ワシントン州で、都市計画体系を再編し、自然的・文化的環境の保全や中心都市の再生、低所得階層の住環境の改善などの課題に対処した。

このような都市発展を誘導する手法は「スマートな成長」と呼ばれ、持続可能性がその統合理念として掲げられている。

3. 都市の持続可能性の定義付け（「持続可能な都市論の現状と課題（清水・植田）」）

以上に紹介した内容とこれまでの議論の蓄積から、持続可能な都市について以下のような包括的な定義を得ることができる。

- ① 長期的な人間と生態系の健康を改善するような発展
- ② 絶えず人間と自然のコミュニティがより健康な状態に向かい続ける変化のプロセス
- ③ 人間を取り巻く諸要素の複合として都市環境を理解し、都市環境（自然環境・市街地環境・文化的環境）の改善に向けて努力をし続ける
- ④ 都市自体が持続することが目的でなく、「持続可能な発展に貢献する都市のあり方」を目指す→経済発展の恩恵を受ける先進国の都市が、環境問題を途上国の都市に押し付けて持続することは許されない

1.6 フランスの事例

先行研究で紹介した都市政策を誘導する手法はフランスでも用いられている。本項ではフランスの都市計画について紹介する。

2000年12月13日、フランスの交通・住宅整備省管轄下において、「連帯都市再生法（SRU法）」が制定された。この法律は都市整備政策の改善を図るため、都市計画・住宅計画・交通機関計画の実施条件を定義している。基本方針は、①連帯の重要性、②持続可能な開発と生活の質、③民主主義と地方分権を挙げている。SRU法では、「広域統合基本計画（SCOT）」と「地域都市計画プラン（PLU）」が規定された。

2007年には、SRU法の基本方針を具体化する手段として、多様なステークホルダーの代表が集められた「環境グルネル懇談会」が開かれ、地球の環境保全や温暖化防止を目的とする具体的措置について討議が始まる。この懇談会では、①気候変動対策とエネルギー需要の抑制、②生物多様性及び天然資源の保全、③健康に配慮した環境の創設、④持続可能な生産・消費形態の採用、⑤エコロジーな民主主義の構築、⑥雇用と競争力を促進するエコロジーな開発形態の奨励という6つのテーマについての基本方針案が策定された。そして、これらの基本方針を具体化する手段として、「気候変動対策としての温室効果ガス排出の削減」「自然環境と生態系の保護・回復」「健康や環境へのリスク管理」を目的とした基本法である環境グルネル法が2009年に制定され、2050年までの温室効果ガス排出量の削減目標を1990年比で75%削減することが明記

された。次いで、これらの諸目標を具体的に達成するため、より技術的で詳細なものに落とし込んだ環境グルネルII法が2010年に制定された。

このように、フランスでは2000年に「連帯都市再生法」が制定され、都市計画における大転換が行われた。環境問題が地球規模での課題となり、環境保護の観点から都市計画法として都市の発展を誘導している。

1.7 持続可能な都市とは

2015年ミレニアム開発目標達成報告で、極度の貧困半減やHIV・マラリア対策などを達成した一方で、乳幼児や妊産婦の死亡率削減は達成することができなかった。さらに、森林問題や水問題、CO₂排出などの課題に対する進捗は芳しいものではないとの評価であった。また、2001年から2015年までの15年間で、国際的な環境の変化と、地球環境の変化により、国内や国際間の格差の拡大、環境問題や気候変動の深刻化などの新たな課題が浮上した。

これらの達成状況を踏まえ、またミレニアム開発目標の後継として、SDGsでは、これまでのMDGsでの課題を踏まえ、エネルギー、都市、防災などの新たな目標を追加した17の目標と、その下に細分化された169のターゲットからなるものとして採択された。

MDGsが開発途上国のための目標であったのに対し、SDGsは先進国を含む国際社会全体の開発目標として、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、すべての国に適応される普遍的な目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組んでいる。

SDGsでは経済・社会・環境の3つの側面を取り入れ、目標とそれに関連するターゲット・指標は、持続可能な開発と我々が望む未来への道筋を示すべきであるとしている。そのため、都市の持続可能性についても社会・環境の2つの側面を土台に経済の側面を取り入れることとする。まず、社会の側面については、清水氏と植田氏の論文「持続可能な都市論の現状と課題」をもとに、「人間を取り巻く諸要素の複合として都市環境を理解し、都市環境（自然環境・市街地環境・文化的環境）の改善に向けて努力をし続ける。」を採用する。

以上のことから本論文では、「社会と環境の側面として、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供すること」また、「都市を開発するにあたり、都市計画法などで都市づくりの方向性を統一し、都市の無秩序な発展を抑制し、都市の持続可能な発展を誘導すること」、「その過程として、空気・水・土地・地下の質や生態系・緑地・自然景観・都市景観に配慮すること」を満たしている都市を「持続可能な都市」とする。

これらの2つの側面の上に経済の側面を取り入れたものを、本論文での「持続可能な都市」の定義とするが、本論文では、社会と環境の側面の2点について論考を進める。

2. 東京の都市計画

2.1 東京の新しい都市づくりビジョン(2001年)

1999年4月、石原慎太郎が第14代都知事に就任する。都知事は、国家や都市の繁栄と安全のためには、日本も東京も国際社会の中で強い影響力を発揮することができるグローバルプレーヤーであり続けることが重要であるとして、21世紀に向けて日本が選択すべき道は、莫大な費用を投じて首都機能の移転を進めるのではなく、東京を中心としたメガロポリスが持つ潜在的な力を引き出し、日本を再生するという考えであった。

この時期は、第4次全国総合開発計画(1987年)の「東京の一極集中への基本的対応として重要」との指摘を受け、1990年に「国会等の移転に関する決議」がなされ、1996年には「国会等の移転に関する法律」の改正が行われるなど、首都移転に関する議論が展開されていたが、都知事は1999年12月の第4回定例都議会において、首都移転に強く反対するとともに、東京圏がこれからも政治・経済・文化などの諸機能の中心にふさわしい圏域であり続けることが必要不可欠であり、首都機能を十分に発揮できる地域づくりの戦略を明らかにすることが必要であるとした。そして20年先を見据えた東京のあるべき姿を明らかにすると同時に、東京圏の7都県相互の連携を一層強化し、メガロポリスが持つ潜在的な力を引き出すための方策に、全力を挙げて取り組むとの考えを表明し、国の動きを阻止する立場を明確にした。

こうした知事の発言を受け、都の都市計画局は、まず「東京都市白書2000」(2000年)を公表した。この白書は、東京が目指す「国際都市」として、経済の活力と影響力、生活と環境、交流と連携、象徴性とガバナンスの4つの要素が重要との考えのもと、都市づくりの面から取り組むべき課題を抽出した。そして、大幅な経済成長が望めず、財政制約を受け容れざるを得ないこれからの時代において、情報化や環境をはじめとする様々な要請に応えながら、魅力ある暮らしやすい都市づくりを行ううえでは、共有し得る明確なビジョンのもとで、公と民の連携で進める「政策誘導型の都市づくり」へ発想を転換する必要があると提起した。

2.1.1 「環状メガロポリス構造」と「政府誘導型の都市づくり」

東京都は、これからの時代において様々な要請に応えながら魅力ある都市づくりを進めるためには、明確なビジョンのもと公民連携で行う「政府誘導型の都市づくり」への転換が必要であると提起した。その上で、東京都は政府誘導型の都市づくりへの転換を図るために、中長期の都市づくりの在り方やその実現に向けた戦略的な取り組みを推進していくため、2001年10月に「東京の新しい都市づくりビジョン」が策定された。

策定にあたって、都は都市計画地方審議会に諮問し、同審議会は調査特別委員会を設置して、より専門的な見地から調査審議を行い、2001年3月に答申を取りまとめた。都市づくりビジョンはこの答申を踏まえて策定されたものである。

この都市づくりビジョンのポイントとなる点は2つある。1つは都市構造「環状メガロポリス構造」である。これまで東京は、主に業務機能⁴⁾に着目し、都心部への集中を分散させることに主眼を置き、職住のバランスがとれた都市構造を目指す政策を推進してきた。しかし、首都機能を担いながら、活発な都市活動を展開している東京圏の現状を踏まえると、都の区域だけで目標とする都市構造を語るのは困難であり、東京圏全体に視野を広げることが不可欠となってくる。また、業務機能だけに着目するのではなく、居住、産業、物流、防災など都市が果たす多様な機能に着目して都市構造を構築することも重要となる。このような点から、センター・コア、東京湾ウォーターフロント都市軸、水と緑の創生リング、核都市連携都市軸などからなる東京圏の都市構造を示すとともに、5つのゾーンごとに都がとるべき戦略的な都市づくりの取組みを明らかにしている。とくに、センター・コア再生ゾーンにおいて、都心から副都心へ業務機能を分散させるという従来の考え方を改め、都心と副都心は相互に機能を分担し合いながら、エリア全体で国際ビジネスが育つ環境を創造していくことを提案しており、この点が最も大きな特徴となっている。

2つ目は、政策誘導型の都市づくりを推進していく上で、とくに民間部門が果たす役割を重視すべきと提起した点である。地域の特性を生かしながら質の高い都市づくりを展開していくためには、都民・NPOや企業などの民間部門の参加を促進し、公民連携によるプロジェクトを推進し、民間によるプロジェクトを計画的に誘導していくことが不可欠である。そのために、行政が判断し実施するといった考えから脱却して、行政、都民・NPO、企業など多様な主体に共通する利益こそが公共性であるという認識に立ち、ルールやガイドラインをつくり、互いにこれを尊重し合うことが、これからの都市づくりでは極めて重要となってくることを強調した。その上で、都の行政の主体性に触れて、都市づくりに関わる法制度の限界を超えて、都独自の制度の制定に取り組むべきと提案した。

2.1.2 政策誘導型土地利用への転換

都市づくりビジョンを受け、都では2001年10月、東京都都市計画審議会に対して「東京における土地利用に関する基本方針について(東京の新しい都市づくりビジョンを踏まえた土地利用のあり方)」を諮問し、2002年3月に答申を得た。この答申では、①環状メガロポリスの実現、②国際ビジネスセンターの形成、都心居住の推進、木造住宅密集市街地の整備、質の高い郊外住宅地の形成など地域ごとの戦略的課題への対応、③都市空間としての質を高めるための骨格的な緑の軸の形成等と合わせた良好な街並み景観形成といった課題に対応した、政策誘導型の土地利用施策を進めていく必要性が示された。また、街並み、環境、安全性などに関わってくる土地や建物に対する的確かつ厳格な規制を実施する一方、政策目的に合致する開発計画については規制を弾力化し、公共の利益を実現する必要があるとしている。

これを受け2002年7月、政策誘導型の都市づくりを進めていくための「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定し、区市町に対し原案策定の依頼を行った。

「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」では、都市づくりビジョンで示された目指すべき都市像を実現するうえで必要となる土地利用の誘導方を①都市活力の維持・発展、②豊かな都市環境の形成、③安全で健康に暮らせる生活環境の形成という3つの側面から示すとともに、各ゾーンの用途地域等に関する設定方針を定めている。

特徴的な点は、目指すべき市街地像を定め、その市街地像を実現するうえで必要となるまちづくりのルールを地区計画などで明確にしたうえで、用途地域の見直しや容積率の特例制度など様々な土地利用制度を機能的に連携させ、総合的な土地利用の推進を図ることを基本としていることである。

これらに基づく用途地域等の見直し案については、区市町の前案作成を受け、公聴会等の諸手続きを経て、2004年5月、東京都都市計画審議会に付議され、6月、都市計画変更の決定・告示がなされた。

そして、この見直し以降、都では、用途地域の一斉見直しは必要ないとし、今後の用途地域の見直しは、都市計画マスタープランとの整合の点から地区計画とセットで、必要に応じて個々に用途地域の変更を行うこととした。また、根幹的な都市施設などに関する都市計画は、都道府県が市町村の意見を聴き、都道府県都市計画審議会を経て、一定以上の場合においては国土交通大臣の同意を得て決定する。その他のものに関しては、市町村が都市計画審議会を経るとともに都道府県知事と協議を行って決定する。

このビジョンは、2009年に環境・緑・景観をより重視するために改定され、2017年に東京の都市づくりの進展と社会情勢の変化を踏まえ、新たに2040年代の都市像の示す「都市づくりのグランドデザイン」へと発展した。

2.2 都市開発諸制度活用方針(2003年)

東京の新しい都市づくりビジョンに基づき政策誘導型の都市づくりを戦略的に進めていくにあたり、都市開発諸制度を活用するための共通のルールとなる新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針(2003年)を策定した。都市開発諸制度とは、公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対し、容積率の緩和や斜線制限などの建築基準法に定める携帯規制を緩和することにより、良好な都市計画の誘導を図る制度のことであり、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用計画、特定街区、総合設計制度の4つの制度の総称である。この方針では、制度を戦略的に活用するエリアを設定し、各エリアにおいて緩和することができる容積率の限度や魅力ある施設を誘導するために緩和した容積の部分に充当すべき用途の内容について定めている。

特に、従来、容積率割増部分を業務用途にあてることを認めていなかった都心や都心周辺部については、育成用途の整備を条件として、業務用途にあてることのできるものとしたことにより、都心部の開発が加速されることとなった。

2.3 街並みと景観に関する条例

政策誘導型都市づくりに向けては、先に示した都市開発諸制度活用方針に加え、美しく、歴史・文化に支えられた街並みを創出していくための独自のルールづくりも積極的に展開した。

① 東京のしゃれた街並みづくり推進条例

東京のしゃれた街並みづくり推進条例は、2003年10月から施行された。この条例では、街区再編まちづくり制度、街並み景観づくり制度、まちづくり団体登録制度が創設され、地域住民の協力に基づく地域の特性をいかした個性豊かで魅力的な街並みの実現が推し進められることとなった。

② 東京都景観条例・東京都景観計画

2004年6月に景観法が公布(2005年7月全面施行)され、景観行政団体の指定を受けたものが景観計画を定めることが可能となった。都ではこれを受け、2006年に東京都景観条例を公布するとともに、「東京都景観計画」を策定し、2007年4月から施行し、美しく風格のある東京の再生を目指した取組みを進めている。

また、都市開発諸制度などを活用して計画される大規模建築物等を中心に、魅力ある景観が形成されるよう建築物の壁面の位置や規模、色彩、屋外広告物等を適切に誘導することを目的として、大規模建築物等景観形成指針および大規模建築物の建築等に係る事前協議の景観形成基準を定めた。この基準は、風格のある都市景観の形成を図るための誘導指針であり、都市開発諸制度活用方針の一部として運用するものである。この中で、国会議事堂、迎賓館、明治神宮聖徳記念絵画館および東京駅丸の内駅舎の眺望の保全に関する景観誘導などの眺望保全の基準を明確にしている。

また、都市づくりと連携した景観施策にも注力しており、都市開発諸制度などを活用する建築計画等を対象に、都市計画決定等の手続きに先行した事前協議を義務づけ、事業の企画・提案段階から景観に関する協議を行うことにより、周辺市街地の景観と調和した建築物等の誘導を進めることを謳っている。

2.4 都市づくりのグランドデザイン(2017年)

「都市づくりのグランドデザイン」は、2016年9月に東京都都市計画審議会から示された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、目指すべき新しい都市の姿として、広域的には概成する環状メガロポリス構造を更に進化させ、「交流・連携・挑戦

の都市構造」の実現を目指すとともに、地域的には「集約型の地域構造」への再編などを図り活力とゆとりのある高度成熟都市を創造する。また拠点ネットワークの強化とみどりの充実、拠点の位置付けを再編するとともに、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、各地域が競い合いながら新たな価値を創造していくなど、地域の特性に応じた拠点等の育成を適切に進めていくことで、厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上を推進する。今後の東京がより一層質の高い成長を遂げるためには、「業務機能を重視した受け皿の育成」の視点から脱却し、都心・副都心などの拠点の位置づけや考え方を再編するとともに「地域の個性やポテンシャルを最大限発揮し、競い合いながら新たな価値を創造」していくことを示した。

2.5 東京の未来の都市計画

2.5.1 「未来の東京」戦略ビジョン(2019年)

その後、都は2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『未来の東京』戦略ビジョンを2019年12月に策定した。長期戦略は、①バックキャストの視点で将来を展望する、②民間企業等、多様な主体と協働して政策を推し進める、③デジタルトランスフォーメーションで「スマート東京」を実現する、④時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル」の4つの「基本戦略」のもとに、「目指す2040年代の姿」を描き、その実現に向け「2030年に向けた戦略」を練り上げ、この戦略を推進する役割を担う「推進プロジェクト」に取り組むことにより、遂行していく。

戦略実行のために、約120の「推進プロジェクト」を立ち上げ、具体的な施策、ステップ、スキームなどを詰め、政策を練り上げ、「長期戦略」を策定し、戦略実行を加速していく。2030年に向けた20の「戦略」と「推進プロジェクト」の実行を通じて、「人が輝く」を中心に、「安全安心」「世界をリードする」「美しい」「楽しい」「オールジャパンで進む」東京をベースに、2040年代の東京の姿としての20の「ビジョン」を目指し、「3つのシティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。

また、この長期戦略の方向性は、「誰一人取り残さない」包摂的な社会を創っていくというSDGsの理念と軌を一にしている。SDGsという国際標準の目線に立って、世界をリードする政策を積極的に展開することで、都民生活の更なる向上や豊かな都市環境を創出し、持続可能な都市・東京を実現していく。そして、その取組を世界に発信し共有することで、地球の持続可能性に貢献していく。今回の『未来の東京』戦略ビジョンは、SDGsを実現するビジョンでもある。戦略ビジョンに掲げた推進プロジェクトを、SDGsの目線に立って強力に推進していくとしている。

目指す2040年代の東京の姿「ビジョン」	
01 子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、 家族の絆と社会が支える東京	11 高度な都市機能を維持・更新し、 人が集い、憩う東京
02 新たな教育モデルにより、すべての子供・若者が 将来への希望を持って、自ら伸び、育つ東京	12 デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、 都民が賢い生活を送る「スマート東京」(東京版Society 5.0)
03 女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、 自分らしく輝いている東京	13 世界中からヒト・モノ・カネ・情報が集まる、 世界一オープンな東京
04 高齢者が人生100年時代に元気に活躍し、 心豊かに暮らす東京	14 次々と新しい産業が生まれる、 世界一のスタートアップ都市・東京
05 誰もが自分らしくポジティブに働き、 活躍できる東京	15 世界一の高い生産性を実現した、 世界経済を牽引する東京
06 様々な人が共に暮らし、多様性に富んだ東京	16 水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京
07 誰もが集い、支え合う居場所・コミュニティが 至る所に存在する東京	17 ゼロエミッション東京
08 災害の脅威から都民を守る強靱で美しい東京	18 文化やエンターテインメントで 世界を惹きつける東京
09 犯罪、事故、火災への対処、病気への備えなど、 暮らしの安心が守られた東京	19 スポーツが日常に溶け込んでいる、 スポーツフィールド・東京
10 最高の交通ネットワークが構築された 便利で快適な東京	20 全国各地との連携を深め、 真の共存共栄を実現した東京

2030年に向けた「戦略」	
戦略1 子供の笑顔のための戦略	戦略11 スタートアップ都市・東京戦略
戦略2 子供の「伸びる・育つ」応援戦略	戦略12 稼ぐ東京・イノベーション戦略
戦略3 女性の活躍推進戦略	戦略13 水と緑溢れる東京戦略
戦略4 長寿(Chōju)社会実現戦略	戦略14 ゼロエミッション東京戦略
戦略5 誰もが輝く働き方実現戦略	戦略15 文化・エンターテインメント都市戦略
戦略6 ダイバーシティ・共生社会戦略	戦略16 スポーツフィールド東京戦略
戦略7 「住まい」と「地域」を大切に作る戦略	戦略17 多摩・島しょ振興戦略
戦略8 安全・安心なまちづくり戦略	戦略18 オールジャパン連携戦略
戦略9 都市の機能をさらに高める戦略	戦略19 オリンピック・パラリンピックレガシー戦略
戦略10 スマート東京・TOKYO Data Highway戦略	戦略20 新たな都政改革戦略

○ 政策面からの視点である3C (Community、Children、Chōju) を、戦略の核に据える

図表2 目指す2040年代の東京の姿「ビジョン」と2030年に向けた「戦略」
「未来の東京」戦略ビジョンより引用

2.5.2 コロナ危機を踏まえた未来の東京都市計画区域マスタープラン (令和改定)

都市計画区域マスタープランは、「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザインで示している2040年代の都市像や将来像を実現するためには、将来を見据えた大きな戦略に基づいて、より具体的な都市づくりを進めていく必要がある。人口減少、超高齢化の進行や首都直下地震といった災害リスクなど懸念される将来予測を乗り越え、今後、東京が直面するであろう巨大地震や気候変動による異常気象などに起因する未曾有の自然災害、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の脅威など、様々な課題を解決していきながら、都民や企業など多くの人々の共感を得て、明るい東京の未来の実現に向けた取組を推進する

東京が高度に成熟した都市として、AIやIoTなどの先端技術も活用しながらゼロエミッション東京を目指し、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念とする。そして、こ

れまでの高度な都市機能の集積や都市のインフラストックなどを最大限活用し、さらにそれを伸ばして、東京のブランド力を高め、世界中から選択される都市を目指す。加えて、長期的な観点から、「ESG」の概念や、「SDGs」の考え方を取り入れて都市づくりを進めることで、持続的な成長を確実なものとし、活力の向上につなげる。みどりを守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高め、持続可能な都市・東京を実現していく。

一方で、新型コロナ危機はテレワークやデジタル化の進展など経済・社会への影響とともに、人々の生活等への意識にも変化をもたらした。今後の都市づくりにおいては、こうした価値観の変化、多様なライフスタイルにも対応した「人間中心社会」の実現が重視される。このため、都市の持つ集積のメリットは生かしつつも、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靱で持続可能な都市づくりを進めていく。働く環境においても、テレワークの普及等により時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が定着するとともに、企業の活動スタイルも多様になり、スペースの広さや自然環境の豊かさを求めて本社機能の移転やサテライトオフィスを設置する動きも増えていく。こうした動きにも対応し、様々な地域で、多様な住まい方・働き方・憩い方を選択でき、多様なライフスタイルに対応した住まいや働く場の整備、身近な緑とオープンスペースの拡大、人中心の歩きやすい空間の創出や自転車利用環境のさらなる充実等、先端技術も活用しながら、新型コロナ危機を契機として生じた変化にも対応した都市づくりを推進していく。

このように様々なニーズにも対応するとともに、国際競争力を高め、東京が持続的に発展していけるよう、都市全体の集積のメリットを生かしながら、長期的観点から東京全体の市街地の再構築を進め、効率性と快適性も兼ね備えた持続可能な都市へと作り変えていく。こうした基本的な考え方に基づき、2040年代に向けて東京の都市づくりを進め、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。

2.6 センター・コア（大手町・丸の内・有楽町地区）の再生

多心型都市づくりの時代にはなかなか進まなかった都心の再生が、都市づくりビジョン（2001年）においてセンター・コアの重要性が位置づけられたことに対して、大手町地区、大手町・丸の内・有楽町地区（大丸有地区）などの都心各地で急速に進展した。その一方、都市再生特別措置法に基づく、都市再生緊急整備地域として、東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、新宿駅周辺地域などが指定され、アジアヘッドクォーター特区として国家戦略総合特区にも指定されたことを受け、これらの地域の都市再生も動き出している。

さらにこのエリアの中でも、大手町・丸の内・有楽町地区では、日本経済の中核を担う企業の本社など高次の業務機能や国際交流、カンファレンス機能などが集積し、豊かな緑と美しい眺

望景観を備えた、ゆとりと風格のある国際的なビジネス拠点として、国際ビジネスセンターの形成、快適な都市空間の形成、新たな都心景観の形成、エリアマネジメントの推進などを目標として再開発を推進する中で、類例のない特色あるまちづくりが進められている。

大手町合同庁舎第1号館・2号館跡地を中心とした大手町地区では、都市再生プロジェクト第5次決定(2004年1月都市再生本部決定)に基づき、大手町合同庁舎第1号館・2号館跡地を活用したにぎわいのある国際的なビジネス拠点としての再生を目指したプロジェクトが実施されている。

また、東京駅赤レンガ駅舎の復原とその周辺の開発にあたっては、創建当時の姿に復原された東京駅丸の内駅舎と、広場や行幸通り及び周辺街区の統一感のとれた建築物の整備により、首都のランドマークにふさわしい歴史と風格ある街並みを継承する。

このように、再開発事業が急速に進んでいるこのセンター・コアエリアの中でも東京の顔である大丸有地区を対象にすることで、この時期の東京の再開発のあり方・方針が伺える。よって、本論文では、センター・コアエリア(大手町・丸の内・有楽町地区)の再開発を対象に検証を行う。

3. センター・コアの都市計画<大手町・丸の内・有楽町地区の事例>

千代田区においてはその権限は特定街区、総合設計の許認可権限、都市マスタープランによる土地利用規制、誘導策、地区計画による誘導規制策、景観条例による景観コントロール等に基づき、地元密着型の街づくりが可能となっている。千代田区は協議会の設立を指導し、設立後は特別会員として常日頃からの活動において誘導に大きな影響力を発揮し、マスタープラン策定や景観条例策定においても協議会から委員を出すことによって地域の声をとり入れている。また具体的プロジェクトの段階においては景観審議会において景観コントロールを行っており、政策立案レベル、地元街づくりの誘導レベル、個別プロジェクトのレベルにおける景観審議会、地区計画レベルにおいて総合的に規制、誘導機能を発揮している。

3.1 千代田区都市計画マスタープラン

経済効率を最優先した都市開発により定住人口の激減とともに、バブル経済の崩壊・景気の後退などにより、社会・経済情勢が著しく変化した。また、防災・福祉・景観・地球環境などに関する区民意識の高まり、ゆとりと豊かさを実現できる社会への希求など、新たな区民ニーズを踏まえたまちづくりの展開が必要となった。

『千代田区都市計画マスタープラン』は、こうした状況の中で1987年に策定された『千代田区街づくり方針』を引き継ぎ、『千代田区新基本構想』の理念である「多様な人々が、住み、働き、集う、心豊かな千代田」を実現するために、よりきめ細かく、具体的で実効性の高いまちづ

くりの基本的な方向性を明らかにしたものとして策定された。そのなかで大手町・丸の内・有楽町地域を「首都の中心として、また国際都心として、高度で多様な都市機能、優れた環境と景観を備えた、中枢管理業務地域の形成を図る」とし重点検討課題として「有楽町駅周辺再開発」「東京駅周辺再開発」「大手町地区の交通ネットワーク拠点の整備」などが挙げられている。このマスタープランは概ね20年後を展望し、目標年次は2018～2020年とし、以下の8つ目標に向かってまちづくりを展開する。

【役割】

1. 実現を目指すべき都市の具体的な将来像を示す
2. 住民・企業・行政に共通するまちづくりの指針となる
3. 国・都・関係機関への理解と協力を得る根拠となる

【まちづくりの目標と方針】

1. 土地利用
 - ① 無秩序なオフィス化を抑制し、住みやすく住み続けられるまちとするよう、住宅とオフィス・店舗が調和した複合市街地を形成する。
 - ② 地球の環境に配慮しつつ、誰もが安全に快適に過ごせるまちとする
 - ③ 地域ごとの資源や魅力を活かし、個性の光るまちをつくる
 - ④ 地域の参加を得ながら、きめ細かく、ゆっくりとまちを更新する
2. 住宅・住環境整備
 - ① まちづくりと連携して住宅を確保するとともに、住宅からオフィスへの転用を防止する
 - ② だれもが心地よく安心して暮らせるよう、太陽の光、風、緑、水辺、街並みを大切にするとともに、日常生活の利便性、安全性を高める
3. 道路交通体系整備
4. 緑と水辺の整備
 - ① 今あるかけがいのない豊かな緑と水辺の環境を守る
 - ② 身近な緑と水辺をつくり、つなげ、自然に親しめ安らげる場をつくる
5. 防災
6. 福祉
7. 景観
 - ① 歴史的に継承されてきた象徴的で多様な空間を活かし、質の高い景観を守り、つくる
 - ② 多様な地域ごとの個性を活かし、一体として美しい眺めをつくる
8. 環境との調和

図表 3-1 千代田区都市計画マスタープランの概要

3.2 大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会

3.2.1 設立の背景

東京都の都心政策は抑制型で臨海副都心をはじめとする副都心を育成するために都心を抑制するという考え方であった。これは国全体として東京への一極集中が都市問題をひきおこしていると考えられた。東京一集中批判に答えるために、東京都は都心一極集中が通勤混雑などさまざまな都市問題を引き起こしているという判断に立ち、副都心育成を結論づけた。都心の丸の内にあった都庁舎の新宿移転はその象徴であった。その結果都心に立地する個々の事業者は、個々単独の努力では有効な解決策が見いだし得ない状況におかれた。この閉塞状況を打開するためにはまちづくりという観点で都市政策に対応することが必要であり、それぞれの事業者の熱意に加え千代田区との協調が不可欠であった。

千代田区まちづくり方針の大筋は都心抑制であったが、都心の再開発誘導施策として、東京都の再開発方針として大丸有地区が再開発誘導地区に指定され、また千代田区の街づくり方針において国際業務センターとしての方向が示されており、それらの中にまちづくり推進協議会の設立の道が示されていた。

3.2.2 協議会の目的

個別の建物の建て替えではなく、面的なまちづくりとして進めるためには行政の政策面との調整や都市計画的整理等を行っていくことが不可欠であった。そのために、「千代田区街づくり方針」では、まちづくり推進のために「まちづくり協議会」の設置を検討するとしており、この方針にもとづいて1988年「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」の設立に至った。またこの街づくり方針のなかで「街づくり条例」の設置の検討や高度業務地区や形態規制の適用除外などの新しい制度の導入を国、都、関係機関に働きかけるとしている。

協議会の目的は都心としてあるべき姿を確立し、行政政策での位置づけのもとに個々の地権者が何をなすべきかの答えを見つけ、実際に都心を更新する道筋をつけることであった。そのためにはできるだけ多くの地権者が参加することが必要であり、趣意書に基づき多くの地権者に参加を要請していった。また、まちづくりの将来像について、マスタープランとしてまとめ都市計画諸制度との関連のなかで機能配置、高さ、壁面線、ネットワーク、街並など街づくりのルールを自らつくるが必要とされた。

3.3 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会

3.3.1 設立の背景と目的

1996年9月に懇談会が公民協調のまちづくりを推進するために東京都、千代田区、東日本旅客鉄道株式会社、協議会によって設立された。それぞれの立場での考え方を総合化して都市像

を共有化し実現方策をそれぞれの役割分担を考慮しながら具体化することを目的としている。国際化、高度情報化、アジア各都市の成長とバブル崩壊後の長い低迷で国際競争力の低下があり、この社会状況のなかで、国鉄清算事業団用地の売却、業務核都市への政府機関の移転にともなう用地売却など都心空間変動要因が存在し、地権者も老朽化したビルの建て替えにより国際化、情報化に対応しなければならない事情があった。行政も多心型都市構造の構築から集中型への転換期にあり、新たな政策実現の機会が必要でこれら社会状況、国家的観点から民間の個別事情に至るまでの都心空間変動要因の存在と、都心空間変動に対応する行政の規制誘導策の結びつけが共通の協議の場を通じて街の将来像と実現方策を共有化することが必要であった。

懇談会では、わが国及び東京の活力を担っていく地区としての、本地区の整備に関する事項、本地区における公共と民間の協力・協調によるまちづくりに関する事項、その他本地区のまちづくりに関して必要な事項について検討が進められた。

3.3.2 ガイドラインの策定

まちづくり懇談会設置要項に定める検討事項である「我が国及び東京の活力を担っていく地区としての本地区の整備に関する事項」と「本地区における公共と民間の協力、協調によるまちづくりに関する事項」を具体的に示したものがガイドラインである。2段階で検討が進められ1996年9月から始まり、1998年2月にまとめられたものが「ゆるやかなガイドライン」であり、次の段階として2000年3月にまとめられたものが「ガイドライン」である。2段階の性格については「ゆるやかなガイドライン」は基本的な考え方を定めたものであり、具体的な指針や基準となる数値が必要でそれらを「ガイドライン」として策定すると位置づけられている。

3.4 ゆるやかなガイドラインとガイドライン

3.4.1 ゆるやかなガイドライン (1998年)

丸の内の果たすべき役割について地区特性や国、東京都、千代田区の施策および協議会の検討成果をもとに世界的経済活動の拠点として定め、文化交流機能の拡充や都市環境の創造を担い、多様で魅力的なまちづくりを推進するものとしている。そのうえで将来像として「新しい可能性に出会える街」として快適、ビジネス、活力、環境をキーワードに ABLE CITY をあげている。そのような将来像を実現するために整備テーマとして都市機能、環境、都市基盤、防災防犯、環境共生の各視点から検討をおこない整備方針としてゾーン、軸、拠点、ネットワークによるまちづくりとスカイラインの考え方を示している。そして実現方策として公民協調の考え方のもと地区計画や建築協定などのまちづくりの制度と都市開発諸制度の組み合わせによって実現するとしている。このためには「街並み形成型」などの新たな法制度の整備についても方向性を示している。果たすべき役割や将来像などの概念的なことの整理の上で、まちづくりの具体的方

針として示された重要なものがゾーン、軸、拠点、ネットワークによる整備方針とスカイラインの考え方である。

区部中心部整備指針で業務中心の CBD (Central Business District) ^vから文化、商業などを含んだ複合的なまち ABC (Amenity Business Core) ^{vi}へ質的転換をはかるとされた。また、特定街区制度、総合設計制度の運用基準の改定により 1000%+300%まで可能となった。この+300%については非業務機能とされ、これらの文化、商業、都心育成機能をどのように配置、集積させるかが課題であり、めりはりのある配置を行うことが現実的、効果的であることから整備方針が議論された。これをもとにインフラネットワーク形成の方針を出し、業務、非業務機能の配置や集積の方針を示し街並み景観やスカイラインなどの考え方を示す際の基礎となっている。また特定街区制度、総合設計制度の運用基準についても検討され、1000%+300%の可能性のうち+300%の非業務機能のあり方の議論を通じて都心に必要な機能とは何か、複合化による都心まちづくりとは何か、国際化高度情報化時代における業務機能とはなにかなどについて議論された。

都市政策があつてこれを実現するための都市計画法、建築基準法とその運用基準があつても実際のまちづくり、建築計画にあたってはこれだけでは十分ではなく制度の適用の方向性を示すマスタープランやまちの将来像が共有化されていないと政策実現にいたらない。とくに個別敷地での適用を中心に考えられている建築基準法と都市との間をうめるものとして地区計画があるが、現実のまちづくりに近づいた形でのマスタープランやガイドラインが有効である。またまちは民間建物だけで成り立っているのではないからインフラネットワークによる公民の連携や公的空間整備等公と民間の協調が不可欠である。その例として建築と道路空間の相関関係をまちの中間領域の形成として示しており相互に浸透しあつた空間がまちの中には必要であるとしている。

3.4.2 ゆるやかなガイドラインからガイドラインへ

ガイドラインの特徴はゆるやかガイドラインで示された全体構成を一步進めて将来像、ルール、整備手法を具体化したことにある。

将来像として街並み形成型まちづくりと公開空地ネットワーク型まちづくりの適用範囲を示したことと、東京駅周辺については丸の内と八重洲をインフラ、景観面で総合的一体的に東京ゲートエリアとして示したこと、都市機能について業務機能、非業務機能、中間的な機能の検討を行い、めりはりのある機能配置の考え方を示したことがあげられる。歩行者ネットワークについても特に地下について東京駅前広場を中心に再構成し、地域の総合的一体的利用が図られる構想となっている。景観についてもアーバンデザインの考え方として千代田区の景観形成マニュアルを参考にするとともに、アーバンデザインの骨格エリアを定めることにより具体化を図っている。東京を代表する公的空間の整備として赤レンガ東京駅と駅前広場から行幸通りに

かけての空間イメージと仲通りのイメージを示している。ルールについては地区計画へ移項することを考慮して壁面線の位置について数値化することにより、街並み形成型まちづくりの具体化を図っている。また空地ネットワーク型まちづくりについてコンセプトプランを示しネットワークの方向性を示している。

まちづくり手法については、街並み形成型、空地ネットワーク型、容積移転型、業務・非業務の用途入れ替え型の法制度、大規模機能更新のための都心での再開発地区計画制度の適用検討を示した。ガイドラインとしてまちづくりに活用するために、法制度の具体化と公的空間整備の指針が必要でありまた具体的な景観形成に役立てるためデザインマニュアルの考え方をしめしたものである。これらにより地区計画を定め個別計画の誘導を一層促進するとともに公民協調のまちづくりを推進することを目的としたものである。

3.4.3 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン (2000年)

大手町・丸の内・有楽町地区は、日本経済の中核を担うビジネス街として、日本経済の成長とともに日本の顔として発展を遂げてきたが、近年は国際的な地位、都市間競争における競争力を徐々に失いつつある。この時代において、東京が厳しい都市間競争を勝ち抜いていくためには「総合的な都市の魅力づくり」が必要不可欠である。そのためには都市機能をコンパクトに立地させる集約型都市構造の中で、「都心」の将来像を描き、魅力と品格ある都心づくりを進めることが最重要である。

本地区の位置づけや特性を踏まえると、日本経済の国際競争力の一層の向上のために経済中核機能を担うこと、CBD から ABC へと機能更新を進めること、充実したエリアマネジメントを展開することが期待され、歴史的な景観の継承、計画的な質の高い建築への更新、公的空間の整備、良質な都市ストックの形成をすることによって、世界に誇れる日本の顔を創り上げることが必要である。

そのため、本地区が今後も東京を牽引し、日本経済の国際競争力の向上を図っていくために、『大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン』は、本地区に相応しい経済・社会・環境・文化・安全安心のバランスの取れた魅力あるまちづくりを進めていくことを目的とし、約20年後を見据え「将来像」「ルール」「整備手法」などを指針として示し、①時代をリードする国際的なビジネスのまち、②人々が集まり賑わいと文化のあるまち、③情報化時代に対応した情報交流・発信のまち、④風格と活力が調和するまち、⑤便利で快適に歩けるまち、⑥環境と共生するまち、⑦安全・安心なまち、⑧地域、行政、来街者が協力して育てるまちの8つの目標に向かってまちづくりを進める。

本ガイドラインは、社会状況などを踏まえ、2000年の策定以降、以下のように適宜更新されている。

2005.9	大手町まちづくりに関する追加記述、本地区の区域変更 エリアマネジメント・観光の推進に関する具体化
2008.9	環境共生方針の策定 公的空間・エリアマネジメント活動をはじめとする「総合的なまちづくり活動の推進」の方向性の整理
2012.5	拠点の定義およびエリアの更新 災害に強いまちづくりの方向性の記述拡充
2012.11	都市観光の取り組み 国際競争力強化に向けた外国企業などの積極誘致 本地区周辺地域と連携した一体性のあるまちづくりの方向性
2014.5	2020年オリンピック・パラリンピック開催を契機としたまちづくりの一層の推進 国際競争力強化に向けた周辺地域との連携、常盤橋新拠点の在り方についての記述拡充

図表 3-2 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドラインの改定の変遷

3.5 ガイドラインによるまちづくり

3.5.1 都市景観

1. ゾーン・軸・拠点によるまちづくり

ゾーン：歴史・機能・空間特性により区分される区域

軸：人々の主要な活動を形成する街路など

拠点：主要な交通結節点を内包し、求心性や交流性を創出するエリア

本地区の地区特性に基づき、都市機能の配置にメリハリを持たせ、特色あるまちづくりを推進していくために、大手町ゾーン、丸の内ゾーン、有楽町ゾーン、八重洲ゾーン、の4つの「ゾーン」に区分し、通りや河川沿いに快適な歩行者空間や様々な施設、広場空間を連ね、人々が行きかう都市活動の基盤として形成していくため、機能的・景観的に地区の骨格となる通り空間を「軸」と設定する。そして、周辺地域との連携を深めながら、ゾーンにおける特色のあるまちづくりを実現していくため、人々が集散する交通結節点およびその周辺を「拠点」と設定し、それぞれに対して指針、誘導の方向性を示す。

2. 公的空間の整備

① 丸の内駅前広場～行幸通り

日本の表玄関である東京駅から皇居外苑にかけては、都市再生に向けて、行幸通りの景観整備に続き、駅前広場の整備などを積極的に進める。東京駅前丸の内駅前広場～行幸通り～皇居外苑に至る公的空間は緑が連なり、空の広がる一体的な都市のボイド空間として、利用者に快

適な環境を整備する。

② 仲通り

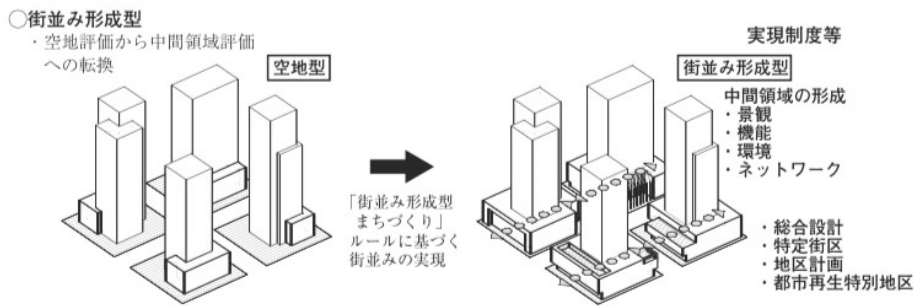
快適性・利便性・安全性に配慮し、ゆとりある歩行者空間の整備、店舗ファサードやストリートファニチャーなどによる賑わい感の創出、緑の再整備、街路樹環境のトータルデザインとして整備を進める。

3. 街並み形成型まちづくり（丸の内・有楽町西ゾーン）

歴史的風格といった「丸の内らしさ」の継承を図るべき、丸の内・有楽町西ゾーンについて、「街並み形成型まちづくり」を行う。

更新される建物は、低層部+高層部の組み合わせを基本とし、通りに沿って連続する建物低層部によって、丸の内・有楽町西ゾーンの街並みの特徴を継承する。

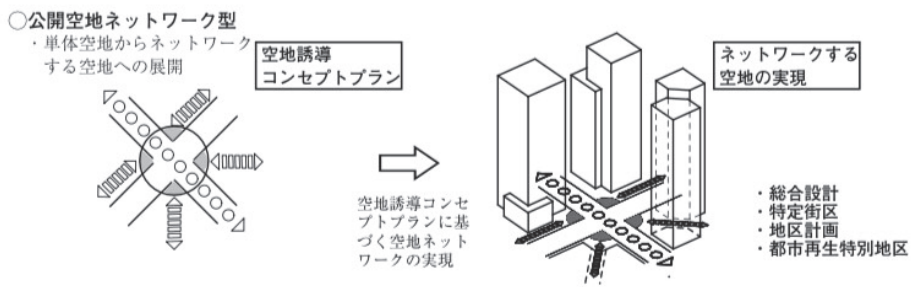
中でも、景観形成上、重要な東京駅前丸の内駅前広場、行幸通り、日比谷通り沿いでは、街並みの連続性、壁面の連続性、風格・統一感に配慮した「街並み調和型」による整備を行う。また、仲通りでは、歩行者動線の結節点における多様な空間による賑わいや憩い、歩行者ネットワークの形成を図り、低層部に文化・交流・活性化機能などが連続した「賑わい形成型」による整備を行う。



図表 3-3 街並み形成型まちづくりのイメージ（ガイドラインより引用）

4. 公開空地ネットワーク型まちづくり（大手町・八重洲・有楽町東ゾーン）

大手町・八重洲・有楽町東ゾーンでは、空地を通り沿いに連続して配置したり、街区内に貫通路を設置したりすることにより、快適で利便性の高い歩行者ネットワークの形成を図る「空地連続型」による整備を行う。また、大手町拠点では、空地を交差点周辺に集約的に配置し連携させることにより、まとまりのあるオープンスペースを創出し、人々の集える活動的で豊かな広場的空間の形成を図る「空地集約型」による整備を行う。



図表 3-4 公開空地ネットワーク型まちづくりのイメージ (ガイドラインより引用)

5. 中間領域の形成

建物の沿道部や敷地内の空地などの私的空間と道路、歩行者ネットワーク、広場などの公的空間とにわたる、歩行者の主たる活動領域を中間領域と位置づけ、これらが連携しあったまちづくりを推進する。中間領域は、導入される「機能」、緑などの「環境」、建物低層部の高さや連続性などの「景観」などの街並みを形成する多様な要素によって構成され、これらについて幅広く検討しながら、公民連携で整備を進める。

3.5.2 自然共生によるまちづくり

本地区は、都心でありながらも皇居や日比谷公園の豊かな緑環境や、お濠や日本橋川の水環境など、緑と水に囲まれた自然環境に隣接している。積極的な緑化により連続的で緑豊かな都市景観の形成を図るとともに、緑の質を高める視点を重視し、緑の量・質ともに確保する。

① 緑と水のネットワーク形成

主要な軸となる各通り沿いの街路樹や公開空地の緑化により、連続した緑豊かな都市景観の形成を図るとともに、これらを皇居や日比谷公園などと連携させ、適切な風環境を誘導する。丸の内・有楽町ゾーンの東西道路については、一層の緑化を進め、皇居外苑の緑との連続性に配慮する。

② 屋上・壁面・公開空地の緑被率の向上

屋上緑化や壁面緑化を推進し、建築物の太陽熱の吸収低減を図る。また、敷地内の空地などを極力緑化し、涼風を引き込む緑やビル風を低減する常緑樹の設置など、風環境を形成する面的な緑のネットワーク整備を進める。

③ 「風の道」の形成

夏季における卓越風である東京湾方面より高層ビル上空部を流れてくる南～南東の冷気の風の流れを本地区の主要な東西道路などの空間に誘導する。特に本地区の中央部に位置する行幸通りについては東京湾から皇居外苑へ抜ける主たる風の道になることが期待される。

3.5.3 公的空間の再整備と再開発事業

本項では、上述したガイドラインに従って進められた、再整備事業、再開発事業を紹介する。

① 仲通り

各街区とも 31mの低層部とその上の高層部とから構成されていて、街区に整然と建物が立ち並ぶ街並みを再構築し、仲通りの壁面の連続性を継承している。

壁面位置としてこれまでの壁面位置を目安とし、建物低層部の間隔が生み出している通りの両側の親密感を尊重している。街づくりを意識した「つなぐ緑」、地上部では確保しづらい場所でも「緑化空間の拡大」を図り、特殊緑化技術による立体的な「新しい緑」の3つのテーマで緑とオープンスペースのネットワーク、公共空間、外部空間の快適性の向上を目指す。

- ・ 大丸有のビジネス軸
- ・ 歩行者中心の空間へ改造
- ・ 歩道の拡幅
- ・ 緑のアメニティー空間へ転換

② 行幸通り整備

- ・ 大丸有地区の象徴軸
- ・ 緑の並木を皇居外苑から東京駅まで引きこむ
- ・ 地下歩行者ネットワークと一体の整備事業

③ 丸の内ビル

- ・ 東京駅前に位置する
- ・ オフィス機能と低層部に商業機能
- ・ 丸の内拠点を形成
- ・ 低層部の31mの軒線は仲通り側と駅前広場側に街並みを形成している

④ 新丸ビル

- ・ 丸ビルと対を成す位置にある
- ・ オフィス機能と低層部の大規模な商業機能による構成
- ・ 低層部は31mの軒線による街並みを形成
- ・ 1300%の用途地域指定と特定街区を活用
- ・ 1階駐車場周辺の壁面緑化や低層部屋上・34階屋上の緑化

⑤ 丸の内パークビルディング・三菱1号館

2013年、本施設は公益財団法人都市緑化機構の運営する「社会・環境貢献緑地評価システム：SEGES」の個別部門「都市のオアシス」において民定緑地の1つとして正式民定された。

・ 緑豊かな「広場」の誕生

丸の内パークビルディングと三菱1号館に囲まれた空間に、多様な植栽や噴水など水景施設を設置し、人々が集う憩いと潤いの広場を誕生させる。

・ 環境共生への積極的な取り組み

1号館広場、低層部バルコニー、建物壁面など合計2,500㎡を越える面積に、緑化や給水型保水性舗装、ドライミストを施し、ヒートアイランド現象の緩和を目指す。



図表 3-5 右：丸の内パークビルディングと三菱1号館（Google Earth より引用）と左：広場（筆者撮影）

⑥ 丸の内二重橋ビル（丸の内3-2計画）再開発コンセプトと概要

- ・ 低層部は31mの軒線による街並みを形成
- ・ 水と緑の景観が広がる皇居外苑と商業・文化色の濃い銀座・日比谷・有楽町に近接し、ビジネスの中心地にいながら気品と賑わいの感じられるエリアに位置している。
- ・ 100年以上に渡り歴史を紡いできた高い「格式」に加えて、商業・文化の香り漂う「華やかさ」を持つ両面性が計画の特徴となっている。

4. 東京は持続可能な都市といえるのか

本論文では、SDGs、先行研究、フランスの事例から、持続可能な都市は社会・環境の2つの側面を土台に経済の側面を取り入れ、人間を取り巻く諸要素の複合として都市環境を理解し、

都市環境（自然環境・市街地環境・文化的環境）の改善に向けて、「人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供すること」また、「都市を開発するにあたり、都市計画法などで都市づくりの方向性を統一し、都市の無秩序な発展を抑制し、都市の持続可能な発展を誘導すること」、「その過程として、空気・水・土地・地下の質や生態系・緑地・自然景観・都市景観に配慮すること」を満たしている都市を「持続可能な都市」と定義した。

そのうえで、東京の都市計画のあり方が、公と民の連携で進める「政策誘導型の都市づくり」を推進し、その政策誘導型の都市づくりを戦略的に進めていくにあたり、都市開発諸制度を活用するための共通のルールを設け、地区ごとにおいては、加えて、美しく、歴史・文化に支えられた街並みを創出していくための独自のルールづくりも積極的に展開したしていることを明らかにした。千代田区のマスタープランでは、「無秩序なオフィス化を抑制し、歴史的に継承されてきた象徴的で多様な空間を活かし、質の高い景観を守り、つくる。そのうえで、太陽の光、風、緑、水辺、街並みを大切に、地球の環境に配慮しつつ、今あるかけがいのない豊かな緑と水辺の環境を守りながら、身近な緑と水辺をつくり、つなげ、自然に親しめ安らげる場をつくる。」ことを街づくりの目標としている。その下で、大手町・丸の内・有楽町地区では懇談会が設立され、まちづくりガイドラインが策定された。ガイドラインでは、都市景観に配慮し、ゾーン・軸・拠点を設定し、それぞれの周辺地域との連携を深めながら、ゾーンにおける特色のあるまちづくりを実現していくため、人々が集散する交通結節点およびその周辺を「拠点」と設定し、それぞれに対して指針、誘導の方向性を示している。

行幸通りでは、空の広がる一体的な都市のボイド空間として、利用者に快適な環境を整備し、仲通りでは、快適性・利便性・安全性に配慮し、ゆとりある歩行者空間の整備、賑わい感の創出、緑の再整備、街路樹環境のトータルデザインとして整備することで、人々が利用しやすい空間を創出している。また、大手町ゾーンでも、「空地集約型」による整備によって、まとまりのあるオープンスペースを創出し、人々の集える活動的で豊かな広場的空間を創出している。これらの再整備事業「持続可能な都市」の定義である「社会と環境の側面として、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供すること」を満たしていると考察できる。

そして、丸の内パークビルディングと三菱 1 号館や新丸ビルなどの再開発事業においても、丸の内地区では、歴史的風格といった「丸の内らしさ」の継承するため、「街並み形成型まちづくり」を行い、低層部＋高層部の組み合わせを基本とし、通りに沿って連続する建物低層部によって街並みの特徴を継承している。そして、敷地内の空地や壁面などに緑化を施すことによって、緑豊かな都市景観を形成している。これらの取り組みは、「持続可能な都市」の定義である、「都市の持続可能な発展を誘導する過程として、空気・土地・緑地・自然景観・都市景観に配慮すること」を満たしているといえる。

したがって、東京のセンター・コアエリアである千代田区は「持続可能な都市」であるといえるだろう。

一方で、東京の湾岸エリアは、地区計画として東京オリンピックの選手村の誘致やタワーマンションの建設を誘導しているが、地域の人口増加による小学校の教室不足や生活関連施設不足、公共交通機関・地下鉄ホームの過密、高齢化による社会保障関連のコスト増大を引き起こしている。政策誘導型の都市づくりといっても、政策の内容も持続可能な内容にする必要がある。

今回、事例として取り上げたセンター・コアエリアは、東京の中心として都の都市計画から地区の都市計画、そして地域のガイドラインと、統一感がありメリハリのあるまちづくりを政策として誘導し実現している。この持続可能な都市づくりを東京の中心地だけにとどまらず、湾岸エリアや多摩・副都心部、また大阪、名古屋でも同じようなシステムを導入すべきである。

また、本論文の執筆を通じて、東京のまちづくりはSDGsの3つの側面のうち、経済と社会が大前提であり、その中で環境に配慮するといった構図をとっているように感じられた。確かに都市環境に配慮し、緑化などは施しているが、1棟ごとの緑被率は不十分に感じられる。SDGsの目標は地球があってこそその目標である。これからの東京は環境と社会という土台の上に経済という考え方に変えなければならないと考える。

本論文において、都市計画決定までにおけるプロセスでの様々な議論や議事録まで触れることができなかつたため、どのような外部要因があつたのかを論考することができなかつたこと、また、都市の持続可能性を検証し、評価する段階においても数値化することができなかつたことは今後の課題とする。

【参考文献】

- ・ Jiban Ranjan MAJUMDER 「Millennium Development Goals and Post-2015 Agenda: Perspectives from Bangladesh」『国際開発研究』23巻2号2014 p95-102
- ・ Bernard MARCHANDJ 訳：西国奈保子・羽員正美「フランスの都市計画と持続可能な発展」『都市科学研究第2号』2008年 p49-54
- ・ 明石達生「東京都心部の都市像の変遷にみる都市計画制度の論点」都市計画 Vol.69No4 2020年7月 p30-33
- ・ 伊藤雅春「都市計画とまちづくりがわかる本」彰国社 2017年
- ・ 今田克司「ポスト2015年開発枠組み策定におけるグローバルなCSOの主張と参加」『国際開発研究』23巻2号2014 p67-77
- ・ 内海麻利「フランスの都市計画法制の動向ーグルネルI・IIに見るコンパクトシティ政策ー」『土地総合研究』2013年春号 p65-73

- ・ 梅干野晃「屋上緑化とヒートアイランド」『土木学会誌』87 1998 p64-67
- ・ 太田宏、毛利勝彦『持続可能な地球環境を未来へーリオからヨハネスブルグまでー』教育出版 2003
- ・ 大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会「大手町・丸の内・有楽町地区再開発に関する報告書」1995年7月
- ・ 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2005」2005年9月
- ・ 大橋正明「特集によせて：ポスト2015 開発枠組みへの航路」『国際開発研究』23巻2号2014 p1-10
- ・ 蟹江憲史『持続可能な開発目標とは何か 2030年へ向けた変革のアジェンダ』ミネルヴァ書房 2017
- ・ 河島均「首都東京における都市づくりの大転換」都市計画 Vol.63No2 p14-19
- ・ 黒田かをり「現行MDGsからの教訓—ポストMDGに向けて」『国際開発研究』23巻2号2014 p11-22
- ・ 佐野康子、高橋基樹、遠藤衛「1980年代以降の援助レジームの変遷とポストMDGs」『国際開発研究』23巻2号2014 p23-36
- ・ 清水万由子・植田和弘「持続可能な都市論の現状と課題」『環境科学会誌』19(6)2006年 p595-605
- ・ 鈴木悠平ほか「総合設計制度を活用した公開空地の整備状況に関する基礎研究」第37回土木学会関東支部技術研究発表会 <http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00061/2010/37-04-0062.pdf>
- ・ 田中治彦、枝廣淳子、久保田崇『SDGsとまちづくり 持続可能な地域とまちづくり』学文社 2019
- ・ 千代田区「千代田区都市計画マスタープラン」1998年3月
- ・ 東京都企画報道室計画部「東京都長期計画マイタウン東京—21世紀をめざして」1982年12月
- ・ 東京都政策報道室計画部「東京構想2000—千客万来の世界都市をめざして—」2000年12月
- ・ 東京都政策企画局計画部計画課「東京都長期ビジョン～「世界一の都市・東京」の実現を目指して～」2014年12月
- ・ 東京都政策企画局計画部計画課「「未来の東京」戦略ビジョン」2019年12月
- ・ 東京都都市計画局都市づくり政策部土地利用計画課「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」2004年1月
- ・ 東京都都市計画局都市防災部再開発課「東京都市計画都市再開発の方針」2004年3月

- ・ 東京都都市整備局都市づくり政策部広報調整課「東京の都市づくりビジョン（改定）」
2009年7月
- ・ 都市環境学教材編集委員会『都市環境から考えるこれからのまちづくり』森北出版株式会社 2017
- ・ 中島直人・村山顕人・高見淳史・樋野公宏・寺田徹・廣井悠・瀬田史彦『都市計画学 変化に対応するプランニング』学芸出版社 2018
- ・ 長岡篤ほか「東京都総合設計制度によって生み出された公開空地の実態に関する研究」
『Reports of the City Planning Institute of Japan No.2』 p35-39
http://www2.cpij.or.jp/com/ac/reports/2-1_35.pdf
- ・ 野沢千絵「老いる家 崩れる街 住宅過剰社会の末路」講談社現代新書 2016
- ・ 野島義照ほか「公開空地等における緑地空間の整備の動向」『造園雑誌』52巻5号 1989
p 306-311
- ・ 古沢広祐「「持続可能な開発・発展目標」（SDGs）の動向と展望」『国際開発研究』
23巻2号 2014 p79-94
- ・ 山田宏之『都市緑化の最新技術と動向 The Latest Technology and Trend of Urban Greenery』
《普及版/Popular Edition》シーエムシー出版 2017
- ・ 山根格『建築・都市のプロジェクトマネジメント クリエイティブな企画と運営』学芸出版社 2015
- ・ 弓削昭子「紛争・平和構築とポスト 2015年開発アジェンダ」『国際開発研究』23巻2号
2014 p55-66
- ・ 和田幸信「フランスの環境都市を読む 地球環境を都市計画から考える」鹿島出版会
2014

ⁱ CARICOM=カリブ共同体 (Caribbean Community)

ⁱⁱ SDSN=持続可能な開発ソリューション・ネットワーク (Sustainable Development Solutions Network) : 国連の潘基文事務総長の提案により、ジェフリー・サックス教授 (コロンビア大学) を中心として、世界の環境・社会・経済問題を解決するためのグローバルネットワークとして設立された。

ⁱⁱⁱ 仙台防災枠組 2015-2030 は第3回国連防災世界会議で採択された2030年までの国際的な防災指針である。

^{iv} 業務機能: 業務中枢機能、新事業創出支援機能、国際ビジネスハブ機能、国際業務機能、国際金融拠点機能、グローバル企業誘致機能など

^v CBD (Central Business District) : 中心業務地区

^{vi} ABD (Amenity Business Core) : 多様で魅力的な諸機能を備えたアメニティ豊かな業務地区